

ひじょうへんさいとう たいおう 非常変災等への対応

1 ぼうふうけいほう おおあめけいほう こうずいけいほう とくべつけいほう ひとついじょう はっぴょう ばあい 暴風警報、大雨警報、洪水警報、特別警報のいずれか一つ以上が、発表された場合

(1) 生徒が在学中(登校後)の場合は、学校で待機するか、または下校の判断を学校
がします。

(2) 登校前の場合。午後3時現在で上のどれかの警報が「尼崎市」に発表されたとき

は、学校をお休みとします。生徒の皆さんは、登校しないでください。

※ 「尼崎市」以外の市町で上のどれかの警報が発表されていて、そこに住んでい

る生徒が休んだ場合は、欠席扱いとはなりません。

2 たつまきちゅういほうなどさいがい きけん じょうほう はっぴょう ばあい 竜巻注意報等災害の危険がある情報が発表された場合

(1) 生徒が在学中(登校後)の場合は、学校で待機するか、または下校の判断を学校
がします。

(2) 登校前の場合。学校がお休みになると判断した場合は、皆さんに学校から連絡し
ます。

生徒の皆さんは、安全を優先して行動してください。